る識別符号により同種類の他の財産的価値と識別することができるものに限る。）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第二項において「非代替性トークン」という。）

イ　施設を利用し又は役務の提供を受ける権利

ロ　物品等の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利

ハ　工業所有権又は著作権（これらの権利を利用する権利を含む。）

二　前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいい、電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

2　前項第一号ロの物品等には、非代替性トークン及び同項第二号の前払式支払手段を含むものとみなして、この条の規定を適用する。

第二章　財務諸表等

第一節　総則

（財務諸表等の記載方法）

第五条　法第八条第一項の財務諸表等の記載方法は、この章の定めるところによる。

（新設）

（会計の原則）

第六条　組合の財務諸表等の会計処理及び記載方法は、次に掲げる原則に適合したものでなければならない。

一　財産及び損益の状態について真実な内容を表示すること。

二　全ての取引について、正規の簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。

三　財産及び損益の状態を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

四　採用する会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の記載方法については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

五　その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則に従うこと。

（新設）

（新設）

（新設）

（会計方針の注記等）

第七条　貸借対照表又は損益計算書の作成に関する重要な会計方針（貸借対照表又は損益計算書の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。次項において同じ。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

2　貸借対照表又は損益計算書の作成に関する重要な会計方針を変更したときは、その旨及び変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

3　前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

（新設）

（注記の記載方法）

第八条　この章で定める注記すべき事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

2　この章で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により組合の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

（新設）

第二節　貸借対照表

（区分）

第九条　貸借対照表には、資産の部、負債の部及び出資金の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

（新設）

（資産の部）

第十条　資産の部は、投資、余裕金及びその他資産の各部に区分しなければならない。

（新設）

（投資）

第十一条　投資は、株式、債券その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2　投資は、原則として、時価を付さなければならない。

（新設）